

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡三加和町大字津田字中園 574番2地先から 同 所 同 字 438番7地先まで	450.0	地道改
一般県道	和仁菊水線	玉名郡三加和町大字西吉地字木ノ下 2410番1地先まで 同 所 字竹本 2012番1地先まで	570.0	単道改

2 供用開始する期日 平成16年3月24日

熊本県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江乙字小鶴 708番59地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	86.0	緊道整 (防災)
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字西大河内 182番23地先から 同 所 同 字 182番14地先まで	188.0	緊道整 (防災)
主要地方道	坂本人吉線	球磨郡山江村大字万江丙字西大河内 182番14地先から 同 所 同 字 182番58地先まで	96.0	緊道整 (防災)

2 供用開始する期日 平成16年3月25日

熊本県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	玉名立花線	玉名郡三加和町大字中十町 765番32地先から 同 所 同 字 同 番 地先まで	72.3	単防災

主要地方道	大牟田 植木線	玉名郡南関町大字下坂下字上ノ下 448番地先から 同所 字東重倉 461番2地先まで	194.0	単交安
一般県道	清和砥用線	上益城郡矢部町大字菅字原の園 1885番1地先から 同所 字松出 1841番1地先まで	90.0	単道改
一般県道	仏原高森線	上益城郡清和村大字高月字古閑 1303番地先から 同所 同字 1296番地先まで	130.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年3月26日

熊本県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小峰川内線	上益城郡清和村大字小峰字南 1440番2地先から 同所 同字 1475番1地先まで	200.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成16年3月30日

熊本県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木 河内港線	鹿本郡植木町大字鑑田字宮ノ下 540番2地先から 同所 同字 530番1地先まで	87.0	緊道整 (交安)

2 供用開始する期日 平成16年3月25日

熊本県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年3月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月24日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等